

国際比較から見たわが国の年金給付水準

わが国の年金の給付水準は国際比較から見てどうなのであろうか。OECDの報告書(Pensions at a Glance 2023)からOECD加盟国38か国の年金給付水準を示す所得代替率に関するデータを紹介する。

比較の対象になるのは、民間被用者を対象とする強制加入の制度および民間被用者の85%以上をカバーし強制加入に準ずるとみなすことができる制度(デンマーク、オランダ、スウェーデン、イギリス)を合わせたモデル年金の所得代替率である。モデルは、2022年に22歳から加入し平均賃金で通常の支給開始年齢まで加入する男性の、在職時の報酬に対する年金額の割合である。モデル化された加入期間は国によって異なり、各国の税・社会保険料は将来も変わらないものと仮定し、物価上昇率や実質賃金上昇率などの経済変数はOECDが共通の数値を設定している。したがって、代替率の違いは年金制度や年金政策の違いだけを反映するものである。

所得代替率は、在職時の報酬と年金額について、税・社会保険料込みとする総(グロス)所得代替率と税・社会保険料控除後とする純(ネット)所得代替率を算出している。実質的な所得保障効果を測る上で望ましいと考えられる純所得代替率は、OECD平均61.4%に対して、日本は38.8%で加盟國中33位と低く、G7(日本、アメリカ、カナダ、フランス、イギリス、ドイツ、イタリア)の中では最も低い。ただし、わが国の平均実効退職年齢が男性68.3歳、女性67.0歳でOECDの中では最も高いのに対して、欧米諸国の多くは、通常の支給開始年齢よりも平均実効退職年齢の方が早く、減額年金受給者が多いことに留意する必要がある。

なお、わが国では、片働きの夫婦世帯をモデルとする男性の年金額を標準年金として、その所得代替率を財政検証の基準としており、2024年度の標準年金は22.6万円(厚生年金9.2万円、夫婦2人分の基礎年金13.4万円)で、現役男子の手取り収入37.0万円に対する所得代替率は61.2%である。これをOECDの単身者モデルに切り替えると、基礎年金が1人分になり、年金額は15.9万円、所得代替率は42.9%になる。しかし、わが国では、在職時の報酬については手取り収入を基準にする一方で、年金からは税・社会保険料を控除していないという問題がある。仮にわが国の年金にかかる税・社会保険料の負担率を10%とすれば、純所得代替率は38.7%となり、OECDが算出した代替率とほぼ一致する。

わが国の純所得代替率の低さは、OECD基準の相対的貧困ラインに基づく貧困率の高さとも一致する。同調査によれば、わが国の65歳以上高齢者の貧困率は20.0%で、OECD加盟国のうち7位の高さである。G7の中でもアメリカに次いで高い。ここで相対的貧困ラインとは等価可処分所得の中央値の半分の線であり、国民生活基礎調査(2022年)において算出したわが国の相対的貧困ラインは、2021年度で年額127万円(月額10.6万円)である。生活保護受給者数の半数以上が65歳以上の高齢者であるという現状からしても、基礎年金の底上げにとどまらず防貧機能強化に向けた、さらに踏み込んだ政策展開が課題になろう。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障審議会委員、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』(社会保険出版社、2021年)など。

